

平成 26 年 6 月 16 日現在

機関番号：12101

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2012～2013

課題番号：24830013

研究課題名(和文) 親権停止中の面会交流に関する研究

研究課題名(英文) A study on parental-child contact during suspension of parental authority

研究代表者

高橋 大輔 (Takahashi, Daisuke)

茨城大学・人文学部・准教授

研究者番号：90634080

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円、(間接経費) 480,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、親権停止中の面会交流の可能性について検討することである。そのために、文献調査や学会などへの参加を通して、親権停止や面会交流について調査した。次に、ドイツ法における親の配慮の剥奪(Entzug der elterlichen Sorge)と交流権(Umgangsrecht)について、文献調査とインタビュー調査を行った。そして、ドイツ法との比較法的視点を踏まえて、親権停止中の面会交流について検討した。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to discuss the possibility of parent-child contact during the suspension of parental authority. First of all, I have studied the parental-child contact and the suspension of parental authority through literature-based research, and through academic conferences. Next, I have studied "Entzug der elterlichen Sorge (the Suspension of parental custody)" and "Umgangsrecht (Contact)" in laws of Germany through literature-based research, and interview investigation. I have analyzed the parental-child contact during the suspension of parental authority through the comparative study of laws of Germany and Japan.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：民事法学

キーワード：民事法学 面会交流 親権停止 児童虐待 親子 ドイツ 配慮権 交流権

1. 研究開始当初の背景

児童相談所への児童虐待に関する相談件数は年々増加している。これに対して、平成12年に児童虐待の防止等に関する法律が制定され、現在まで数度の改正が加えられている。また、民法においても平成23年5月に改正案が参議院を通過し、親権の一時停止が可能となった。しかしながら、親権停止制度は従来の親権喪失制度とは異なり、親権者は完全に親権を失うわけではない。また、親権停止はあくまでも一時的な処置であり、最終的には親子の再統合が目指される。

そのような親子間の再統合を考える上で重要になるのが、別れて生活する親子が定期的に会ったり、連絡を取り合ったりする面会交流である。なお、面会交流についても平成23年の民法改正において民法766条に新たに「面会及びその他の交流」という文言が加わり、明文において規定されている。そのため、親権停止中の親への積極的な関わりとして、面会交流の働きかけが重要になる。また、虐待を受けた子どもの側からも、面会交流の積極的な働きかけが求められる。なぜならば、虐待を受けた子どもであっても、自分の親に会いたいと思うことが少なくないからである。なお、山口亮子「ふたつの家族法改正(その2) 親権法の一部改正」法学セミナー56巻8・9号(平成23年)67頁においても、親権停止期間中も子どもの利益のため必要と判断された場合には、面会交流が認められるべきである旨指摘されている。

このような親子の再統合の目的や子どもの親に会いたいという希望から、虐待親と子どもとの面会交流が望まれる場合があり得る一方で、現実には子どもと引き離されてしまった親の少ない数が、その後の親子間の再統合について消極的となり、子どもにも会おうとしない。このため、面会交流を行うように親に対して積極的に働きかけていく必要がある。そして、その際に面会交流をどこまで親の意思に反して義務付け得るのかという「限界」についても考察しなくてはならない。また、子どもが親に会いたいという希望を有しているとしても、子どもに対する心理的なケアという必要性からその希望を無制限に実現するわけにはいかない。そのため、子どもの福祉から子どもの面会交流を制限する必要があり、その「限界」も考察する必要がある。

2. 研究の目的

前述のような研究開始当初の状況を踏まえて、本研究では、面会交流と親権との法的関係の分析を通じて、民法の解釈について検討することにより、親権停止中の親子間の面会交流の可能性とその限界について検討することを目的とした。

3. 研究の方法

(1)平成24年度においては、以下のような研

究調査を行った。

筑波大学など他大学の図書館にて、平成23年の民法改正に関する文献を中心に、本学に収蔵されていない資料を収集した。また、学会や研究会などに参加し、情報を収集した。特に、平成23年の民法改正を中心に文献研究を行った。

日本の親権に当たる親の配慮権と、面会交流に相当する交流権を規定しているドイツ法を比較の対象として、文献調査を行った。特に、ドイツ法においては親の配慮権は一部または全部剥奪された場合において、親子の交流権がどのように扱われるのかを中心に調査を行った。

平成25年2月21日から3月8日にかけて、ドイツにおける最新の議論を参照するために、渡独し、資料収集およびインタビュー調査を行った。具体的には、ボン大学中央図書館及び法学部図書館、ドイツ・ヨーロッパ及び国際家族法研究所(ドイツ・ボン)、ドイツ青少年研究所(ドイツ・ミュンヘン)にて資料を収集し、あわせてインタビュー調査を行った。

(2)平成25年度においては、以下のような研究調査を行った。

平成24年度に行っていた、日本法及びドイツ法の文献調査を継続して行った。特に、新たに発表される文献を中心に研究した。

平成25年12月13日及び14日に開催された日本子ども虐待防止学会第19回学術集会信州大会に参加し、報告者及び参加者から、研究遂行に必要な情報及び資料を収集した。

平成25年8月19日から9月11日にかけて、平成24年度に引き続き、ドイツにおいて資料集中およびインタビュー調査を行った。具体的には、ボン大学ドイツ・ヨーロッパ及び国際家族法研究所、マックスプランク社会保障法研究所(ミュンヘン)、ドイツ青少年問題研究所(ミュンヘン)、ドイツ青少年援助及び家族法研究所(ハイデルベルク)において、資料収集とインタビュー調査を行った。また、法の運用実態を知るために、ミュンヘンの青少年局(Jugendamt)にインタビュー調査を行った。

ボン大学において平成25年8月29日から31日にかけて、開催された「ヨーロッパ家族法会議」に参加し、報告者や参加者から情報を収集した。

平成24年度及び平成25年度に行った文献研究およびインタビュー調査による親権停止制度と面会交流の関係について検討、およ

びドイツにおける親の配慮権の停止と交流権の関係やドイツにおける実務状況の検討を踏まえて、親権停止と面会交流の法的関係について検討した。

4. 研究成果

(1)平成 24 年度においては、研究実施計画に従って研究を行った成果として、以下のような成果があった。

資料収集や学会・研究会などにおける情報収集を踏まえて、新たに導入された親権停止制度の「停止」がどのような概念であるのかについて検討することができた。このような検討が本研究のために必要であったのは、従来、離婚後に親権者となれなかった親の親権について親権の「停止」という言葉が使われていた。そのため、新たに導入された親権停止制度の「停止」がどのような概念であるのか、検討する必要があったからである。

この検討を踏まえた上で、面会交流と親権との法的関係をどのように捉えるべきかについて研究することができた。

また、親権停止制度がどのように実務において運用されているのかについて調査・検討した。

文献調査を通じて、親権停止中の面会交流について検討するための前提として、従来の面会交流の法的性質に関する議論を、特に親権との関係から改めて検討を行うことができた。その上で、親権と面会交流をどのような関係として捉えるのが、親権停止制度を導入した現在の解釈論として妥当なのかを検討した。

ドイツにおいて行った資料収集およびインタビュー調査によって得られた資料や情報を基礎に、ドイツの 1997 (平成 9) 年の親子法改正法の立法段階における議論や、それ以後の親の配慮権の停止と交流権の間の法的性質に関する議論を検討することができた。特に、資料収集の他に、インタビュー調査を行い、最新の議論を状況について知見を得ると共に、本研究に関する助言を得ることができた点が本研究の遂行に当たって非常に参考になった。

(2)平成 25 年度においては、研究実施計画に従って研究を行った成果として、以下のような成果があった。

平成 24 年度に引き続いて、資料収集や学会・研究会への参加を通して、研究遂行に必要な調査を行うことができた。特に、日本子ども虐待防止学会第 19 回学術集会信州大会に出席し、報告者及び参加者から、研究遂行に必要な情報及び資料を収集することができ、また、事例検討会に参加することができたため、親権停止制度の実務における運用状

況や活用していく上での問題点なども知ることができた。学問上における最新の議論だけではなく、実務における最近の問題意識をも知ることができ、本研究遂行の上で、非常に有意義なものとなった。

平成 24 年度に引き続き、ドイツを訪問し、資料調査・インタビュー調査を行い、ドイツの最新の議論状況について知ることができた。特に、平成 24 年度に渡独し得られた知見を下に、さらに必要な資料や情報を入手できた。また、「ヨーロッパ家族法会議」へ参加し、ヨーロッパにおける家族法統合の議論状況を把握することができた。さらに、ミュンヘン青少年局を見学し、実務家にインタビュー調査を行うことができ、実務の内容の一端を知ることができ、大変参考になった。

平成 24 年度及び平成 25 年度に行った文献研究およびインタビュー調査、そしてそれらから得られた知見を下に、親権停止中における面会交流について検討し、論文などを執筆した。

(3)本研究を通して得られた成果とその意義として、以下のような点を指摘できる。

ドイツ法の調査から大意以下のようなことが分かった。すなわち、ドイツ法においては、親の配慮と交流権は、共に基本法上の親の権利より基礎づけられ、相互に独立した権利とされている。交流権を制限する場合には、交流権の制限・排除を定める別個の規定による。また、親の配慮と交流権は、その根拠を基本法に置くことから、共に相当性原則に拘束される。

ドイツ法からの比較法的示唆として、主に以下のような点が指摘できる。まず、親権停止中の面会交流の有り方を考えるためには、本質的に面会交流と親権の相互の関係を考えていくべきである。ただし、日本の学説の現状においては、面会交流の法的性質については議論が錯綜しているため、面会交流の法的性質を踏まえ、親権との関係をどのように解すべきかについて研究する必要がある。なお、現段階における私見としては、面会交流は親権の一部ではなく、親権とは独立した関係にあるものと考え、親権停止中においても当然には面会交流は制限されないものとする。

本研究の成果は、拙著「親権停止と面会交流の法的性質」古橋エツ子、床谷文雄、新田秀樹編『本澤巳代子還暦記念論文集』(信山社、2014 年、発行確定)などにおいて、公表する。また、2014 年 7 月 27 日に茨城大学にて開催される第 9 回「愛と傷つきやすさと被害者学の共同セミナー」において「子ども虐待と家族法」というテーマで報告を行い、社

会に広く還元する（発表確定）。

本研究の成果の意義は、学問上の議論に止まらず、子ども虐待を受けた子どもたちと関わっていく中で生じる実務の問題意識にも応えることになると思われる。

また、ドイツにおけるインタビュー調査において、その前提として日本法の現状を説明してきた。そのため、ドイツにおける日本法の理解についても少なからず貢献できた。

(4)今後の展望と課題として、以下のような点が指摘できる。

先に述べたように、親権の停止段階における面会交流の可能性を考えるためには、より本質的に親権および面会交流の法的性質を今後研究する必要がある。

親権停止制度が実施され、今後制度活用が進むにつれ、実務から問題点や改善点が指摘されるものと思われる。そのため、問題点や改善点の指摘について、調査し、検討する必要がある。特に、親権停止を受けた親が親権を回復していくことになるが、親子再統合がどのように行われていくのかを調査し、子どもの利益を守る必要がある。

本研究を通して、ドイツの親の配慮について調査を行うことができ、また各分野の専門家から助言を得ることができた。その結果、日本の親権停止制度において、停止期間満了後の公的検査が欠如していることを認識するに至った。

すなわち、ドイツ法においては、親の配慮権を部分的に、あるいは全部を剥奪する場合には、そもそも原則として明確な期間を定めずに行われる。そのため、親の配慮権をいつまで剥奪しておくべきかについて判断するために、裁判所には定期的な検査を行う義務が課されている。この検査の結果から、親の配慮権の制限・剥奪が行われるに至った原因が既に失われていると判断されれば、親は配慮権を回復することができる。

これに対して、日本の親権停止制度が最大2年間の親権停止期間満了後に、法律上は家庭裁判所の判断を得ることなく、親権を回復することになる。親権停止期間満了後に自動的に親権を回復する結果として、問題をなお抱えた親であっても親権者として復帰してしまうことになる。現実の多くのケースにおいては、児童相談所などの関与が期待できるため、問題をなお抱えている場合には更なる親権停止か、または親権喪失が行われることになるであろうことが予想はできる。しかし、子どもの福祉を考えるのであれば、制度的に親権停止期間満了時における公的検査が保障される必要があるように思われる。

このような問題意識から、「親権停止期間満了時の公的検査に関する研究」という研究

課題で、科学研究費助成事業に応募し、平成26年度から平成28年度にかけて若手研究Bとして採択されている（課題番号：26780054）。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計0件）

〔学会発表〕（計1件）

高橋大輔、子ども虐待と家族法、第9回「愛と傷つきやすさと被害者学の共同セミナー」、2014年7月27日、茨城大学

〔図書〕（計2件）

本澤巳代子、大杉麻美、付月、高橋大輔、ミネルヴァ書房、『よくわかる家族法』、2014年、発行確定

高橋大輔（古橋エツ子、床谷文雄、新田秀樹編）信山社、「親権停止と面会交流の法的性質」、『本澤巳代子還暦記念論文集』、2014年、発行確定

〔産業財産権〕

出願状況（計0件）

取得状況（計0件）

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高橋 大輔 (Daisuke Takahashi)

茨城大学人文学部・准教授

研究者番号：90634080